

フィリピン駐在員事務所設立の流れ 及び 想定所要期間

① 申請準備

1-1 事前調査・準備

1-2 社名選択

登記申請システム上で使用可能かを確認します。類似社名・商号がある場合には別途手続きが必要です。

1-3 会社所在地選択

申請時には部屋番号を含む詳細な住所記入が必要となるため、会社所在地・物件の確保が必要です。

1-4 居住代理人選任

申請までに居住代理人の選任が必要です。

1-5 本社書類準備

定款、登記簿、監査済み財務諸表などの英訳が必要です。

1-6 申請書類、委任状、本社書類の署名

フィリピン国外で署名する文書には、アポスティーユ認証もしくはフィリピン大使館認証が必要です。フィリピン国内で署名する文書はフィリピン国内での公証が必要です。

1-1~1-6 **約1ヶ月**

ご契約後「フィリピン法人設立情報シート」をお渡しします。必要情報をご記入ください。

記入情報・決定事項に基づき、申請書類や委任状を作成します。

② 初期送金と銀行証明書の取得

2-1 一時口座開設、初期送金、送金証明書の取得

フィリピン国内の銀行に一時口座を開設します。一時口座から出金はできません。一時口座に送金後、銀行から送金証明書を取得します。

2-1 **1ヶ月~2ヶ月**

銀行毎に必要な書類や審査プロセスが異なります。送金証明書は③と⑨で使用します。

③ SEC 登録

3-1 証券取引委員会 (SEC) への申請と審査対応

オンライン申請を行ない、審査担当者からの質問対応やフォローアップを行ないます。

3-2 登記費用納付

審査が完了すると登記料の計算書が発行され、計算書に従い納付を行ないます。

3-3 承認と登記証書の取得

申請書類の原本一式を提出し、オンライン申請内容と原本の確認を受けます。SEC 登記証書の発行を受け、駐在員事務所としての登記が完了したことになります。

フィリピン駐在員事務所として登記簿 (GIS) や監査済み財務諸表等を、SEC へ定期的に提出する義務が発生します。

3-1~3-3 **1ヶ月**

3-3 まで完了すると、フィリピン法人として各種契約を締結できるようになります。(例：雇用契約書、賃貸契約書など)

④ 本口座開設

4-1 登記完了後、本口座を開設し、資金を一時口座から本口座に移動し、運転資金として使用することができるようになります。銀行により必要書類は異なりますが、一般的には口座の種類や、サイン権をだれに付与するかを記載した本店の取締役会決議書が必要になります。

4-1 貴社対応事項

⑤ 税務署（BIR-RDO）登録

5-1 外国法人及び外国人の納税者識別番号（TIN）取得  
 5-2 法定帳簿の登録  
 5-3 業種カテゴリーの決定と税務署登録  
 5-4 印紙税（賃貸契約書に伴うもの）納付  
 5-5 インボイスの印刷許可取得  
 フィリピンでは使用する帳簿、インボイス等を税務署登録する必要があります。

5-1～6-6 1.5ヶ月

SEC 登記後 30 日以内の税務署登録が必要です。税務署登録にあたり、管轄内に所在していることの証明として、3-3 完了後直ちに賃貸契約書（公証要）の作成が必要です。

駐在員事務所は売上を稼得しない前提ですが、税務署はインボイスの印刷許可取得を指導しています。

5-3 以降、フィリピン駐在員事務所として各種申告対応が必要です。

LGU 登録に際しては、物件及び家主側が BIR-RDO と LGU と問題を抱えていない必要があります。

6-1～6-6 は毎年 1 月 20 日までに、6-7 は期限内での更新が必要です。

⑥ 地方自治体（LGU）登録

6-1 バランガイクリアランスの納付及び証明書の取得  
 6-2 法人住民税の納付及び証明書の取得  
 6-3 市役所の立ち入り検査  
 6-4 市役所指定の火災保険加入、地方自治体登録料の納付  
 6-5 各種許可証（占有許可証、消防検査証明書など）の取得  
 6-6 営業許可証（Business Permit）の取得  
 6-7 衛生許可証の対応  
 各自治体により異なりますが、従業員の健康診断書提出、講習会の参加などが必要です。

⑦ 社会保険関連

7-1 社会保障システム（SSS）への登録

7-2 住宅開発相互基金（HDMF）への登録

7-3 フィリピン健康保険組合（Philhealth）への登録

社会保険関連手続きは、雇用する従業員の情報が必要です。

⑧ 労働雇用省（DOLE）登録

8-1 雇用主登録

⑨ フィリピン中央銀行（BSP）登録

9-1 登記書類・送金証明書の確認、申請書類の作成

9-2 中銀申請

9-3 中銀登録証書（BSRD）の発行

フィリピンに投資した外国投資を BSP に登録することにより、資本引揚の際に銀行システムを通じて外貨を調達することが可能になります。

注）本資料は一般的な状況を想定し参考資料として作成されたもので、必要書類の種類、手続き、所轄官庁、順序、所要時間を確約するものではないことご了承ください。